

庁議等付議事案調書

開催日 令和 3年 5月 14日

局部名 保健福祉局医療衛生部

- I 会議名 庁議 政策会議
- II 付議事案名 千葉県休日救急診療所の仮移転について
- III 付議目的 方針決定 協議 報告 その他 ()

1 決定事項

- ・千葉県休日救急診療所の仮移転先を千葉中央コミュニティセンターとする。

2 庁議等に付議する理由・背景

- ・千葉県休日救急診療所がある総合保健医療センター（千葉県美浜区幸町1丁目3番9号）は、築28年が経過し、設備の更新時期を迎え、早期に大規模改修を行う必要がある。
- ・総合保健医療センターの大規模改修に際し、居ながら施工は不可能であることから、仮移転を行う。
- ・他施設等と比較検討を行い、スケジュール・面積等の条件から千葉中央コミュニティセンターを仮移転先とする。
- ・救急患者等への対応や患者の利便性を考慮し、主な診療科の移転先を1階とし、歯科部門のみ地下1階とする。

3 方針決定後の課題・リスク

- ・本事業はスケジュールが非常にタイトであることから、関係所管課と情報共有を図り、遅れが生じないように実施する必要がある。
- ・市民利用施設の仮移転となるため、市民への十分な周知が必要となる。
- ・休日診の仮移転により、既存施設等の調整が必要となる。

4 関係部局・副市長との調整状況

(1) 関係部局との調整状況

財政局と協議済

(2) 副市長への報告状況

令和3年5月6日 両副市長に説明済

5 市長マニフェスト等における位置づけ

・市長マニフェストへの記載 有 ・ 無

(該当項目：

・第3次実施計画での位置づけ 有 ・ 無

第4部第2章第5節 公共施設の計画的保全

6 対外公表の時期・方法

(1) 記者発表

第2回定例会補正予算時 記者会見（記者レク）

(2) 会議資料及び議事録の公表

庁内会議の公表に関する要綱に基づき、会議終了後、1か月以内に千葉市ホームページへ掲載する。

7 添付資料

別紙1：千葉市休日救急診療所の仮移転について・・・・・・・・・ 3頁

別紙2：仮移転先検討概要・・・・・・・・・ 5頁

別紙3：休日救急診療所の概要・・・・・・・・・ 6頁

別紙4：千葉市休日救急診療所条例・・・・・・・・・ 7頁

千葉県休日救急診療所の仮移転について

1 決定事項

千葉県休日救急診療所の仮移転先を千葉中央コミュニティセンターとする。

2 背景

- ・千葉県休日救急診療所（以下「休日診」）がある総合保健医療センターは、築 28 年を迎え早期に大規模改修を行う必要がある。
- ・総合保健医療センターの大規模改修に際し、居ながら施工は不可能であること、また、大規模改修中も休日診を行う必要があることから、仮移転する必要がある。

3 移転条件

- (1) 総合保健医療センターの大規模改修時、給排水管等の更新を現施設の機能を停止せずに行うことができず、また、施工時の振動や粉塵による影響を及ぼすことから、居ながら施工することは技術的に不可能であるため、**移転が必要**。
- (2) 現敷地内は大規模改修時の工事ヤード等で利用するため、**敷地外への移転とする**。
- (3) 市民サービスを維持するため、仮移転時にも 1 か所で休日診の**全ての診療科目は継続する**。現在の診療科目を維持するため、約 2,000 m²以上が必要。

4 仮移転地の比較検討等

- ・市立病院での休日診の運営は全ての診療科目の継続やスペースの確保が難しいことから、他の施設等（新規仮新築、病院等の跡施設の活用、大規模改修予定施設の活用、千葉中央コミュニティセンターの活用）の比較検討を行った。スケジュールや面積等の条件及び市民の利便性や救急体制を勘案し、**千葉中央コミュニティセンターとする**。
- ・排水工事に伴う地下テナント等への影響が無いよう、主な診療科目を 1 階に配置するが、救急対応等が少ない歯科部門については地下 1 階に配置することとする。
- ・中央 CC 地下駐車場の無償化を検討する。

仮移転先検討概要

	移転先候補地	検討概要	評価
①	高洲第二中跡施設への医療用プレハブ設置 (約 2,000 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・他用途が計画されており、併存は困難 ・新築のため、計画・工事は行いやすいが、工事コストが高い。 	×
②	千葉県救急医療センター跡地 (約 2,700 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・病院施設の改修となるため、比較的工事の難易度は低いが、県救急医療センターの移転工事スケジュールに左右される。 ・工期を確保するため、県と調整を行ったが、新病院の開設については、令和5年度とされており、それ以上の詳細なスケジュールが確定されていないため、移転スケジュールを組むことができない。 	×
③	稲毛区役所 1 階 (約 900 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能面積が狭く、内科・小児科の診療しかできないことから、対応可能な医療機能が制約されてしまう。 ・内科・小児科以外の診療科の診療については別途対応策を考える必要がある。 	×
④	千葉中央コミュニティセンター (1 階及び地下 1 階 約 2,600 m ²)	<ul style="list-style-type: none"> ・移転はスケジュールどおり可能であり、すべての診療科を移転する面積を確保できる。 ・診療機能を 1 階及び地下 1 階に集約し、動線計画には大きな影響はない。 ・共用地下駐車場 85 台 (有料) に加え、市役所の駐車スペースを活用することにより、駐車場スペースは確保可能 ・現診療所から 1 km 程度しか離れておらず、市民の混乱が少ない。 ・候補地は中央区内であるため、二次搬送時の対応がしやすい。 ・総合保健医療センター改修に伴い、保健所・三師会事務所等も同時期の仮移転が必要であり、休日診の運営においても同施設内に移転することが好ましい。 	○

休日救急診療所の概要

休日における市民の救急医療需要に応えるため、千葉市医師会、千葉市歯科医師会及び千葉市薬剤師会ならびに、二次医療機関の協力のもと、内科・小児科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科及び歯科の患者に対して初期診療を実施している。

- 1 名称 千葉市休日救急診療所
開設者 神谷 俊一
- 2 所在地 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号
千葉市総合保健医療センター1・2階
- 3 運営 公益財団法人 千葉市保健医療事業団

4 診療内容

区分	休日等の初期救急診療	要介護高齢者・心身障害者（児）歯科診療
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科	歯科
診療日	日曜日、祝日、年末年始	原則毎週木曜日（完全予約制）
診療時間	午前9時～午後0時 午後1時～午後5時	午前9時30分～午後0時30分

5 診療科目別患者数（令和元年度実績） ※要介護高齢者・心身障害者（児）歯科診療を除く

診療科目	内科	小児科	外科	整形外科	眼科	耳鼻咽喉科	歯科	合計
合計(76日)	5,508	4,889	1,631	2,167	940	2,020	769	17,924
1日平均	72.5	64.3	21.5	28.5	12.4	26.6	10.1	235.8

○千葉県休日救急診療所条例

平成4年12月18日

条例第53号

改正 平成6年3月24日条例第20号

平成10年3月23日条例第3号

平成12年12月19日条例第59号

平成14年9月25日条例第35号

平成17年9月26日条例第51号

平成20年3月21日条例第14号

平成25年12月19日条例第41号

平成31年3月8日条例第4号

令和元年12月19日条例第70号

(設置)

第1条 本市は、休日等における急病患者に対し医療を提供するため、次のとおり千葉県休日救急診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

名称	位置
千葉県休日救急診療所	千葉県美浜区幸町1丁目3番9号

2 診療所においては、要介護高齢者、心身障害者等に対する歯科診療を併せて行うものとする。

(令和元条例70・一部改正)

(診療科目)

第2条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 外科
- (4) 整形外科
- (5) 眼科
- (6) 耳鼻いんこう科

(7) 歯科

(診療日及び診療時間)

第3条 診療所の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 診療日

ア日曜日

イ国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ年末年始（12月29日から1月3日までの日）

(2) 診療時間

午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、第1条第2項に規定する歯科診療を行う場合の診療日及び診療時間は、市長が別に定める。

（平成17条例51・一部改正）

(指定管理者による管理)

第4条 診療所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（平成17条例51・追加）

(業務の範囲)

第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第1条第1項に規定する医療の提供及び同条第2項に規定する歯科診療の実施

(2) 診療所の施設の維持管理

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

（平成17条例51・追加）

(使用料等)

第6条 診療所において診療を受ける者は、使用料又は手数料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第

1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等によりその額が定められたもの（以下「算定方法」という。）によって算定した額とする。ただし、算定方法によることができない使用料については、市長が別に定める。

3 前項の規定により使用料を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療については、前項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 診断書等の交付に係る手数料の額は、1通につき5,500円の範囲内で規則で定める。

（平成6条例5・平成10条例3・平成12条例59・平成14条例35・一部改正、平成17条例51・旧第4条繰下・一部改正、平成20条例14・平成25条例41・平成31条例4・令和元条例70・一部改正）

（使用料等の減免）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

（平成17条例51・旧第5条繰下・一部改正）

（指定管理者の指定の手續等）

第8条 市長は、診療所の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規定で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成17条例51・追加）

（管理の基準）

第9条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他の定めるところに従い、診療所の管理を行わなければならない。

（平成17条例51・追加）

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成17条例51・旧第7条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成5年規則第17号で平成5年4月1日から施行)

(千葉県休日歯科応急診療所条例の廃止)

- 2 千葉県休日歯科応急診療所条例(昭和57年千葉県条例第36号)は、廃止する。

附 則(平成6年3月24日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の千葉県職員医務室設置条例、千葉県療育センター設置管理条例、千葉県病院事業の設置等に関する条例、千葉県保健所使用料及び手数料条例、千葉県休日救急診療所条例及び千葉県環境保健研究所条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月23日条例第3号)抄

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第59号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第35号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日条例第51号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条を第10条とし、第5条を第7条とし、同条の次に2条を加える改正規定(第8条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第14号)抄

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料の経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の千葉市行政財産使用料条例第2条第1項第2号及び第3項、第3条の規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第6条第3項、第7条の規定による改正後の千葉市高原千葉村設置管理条例別表、第17条の規定による改正後の千葉市スポーツ広場設置管理条例別表第2、第27条の規定による改正後の千葉市農業者健康増進施設設置管理条例別表、第30条の規定による改正後の千葉市少年自然の家設置管理条例別表、第31条の規定による改正後の千葉市公民館設置管理条例別表第2、第35条の規定による改正後の千葉市都市公園条例第16条第1項、別表第5及び別表第8並びに第36条の規定による改正後の青葉の森スポーツプラザ管理条例別表の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後の使用又は診療に係る使用料について適用し、適用日前の使用又は診療に係る使用料については、なお従前の例による。

（診断書の交付に係る手数料の経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の千葉市保健所使用料及び手数料条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第6条第4項、第4条の規定による改正後の千葉市大宮学園設置管理条例第11条第2項、第5条の規定による改正後の千葉市桜木園設置管理条例第10条第2項及び第6条の規定による改正後の千葉市療育センター設置管理条例第12条第3項の規定は、適用日以後の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料について適用し、適用日前の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月8日条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第6条まで及び第16条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（使用料の経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の千葉市行政財産使用料条例第2条第1項第2号及び第3項、第3条の

規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第6条第3項、第6条の規定による改正後の千葉市療育センター設置管理条例第12条第2項、第12条の規定による改正後の千葉市スポーツ広場設置管理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉市農業者健康増進施設設置管理条例別表、第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例第16条第1項及び別表第8並びに第25条の規定による改正後の青葉の森スポーツプラザ管理条例別表の規定は、平成31年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用又は診療に係る使用料について適用し、適用日前の使用又は診療に係る使用料については、なお従前の例による。

（診断書の交付に係る手数料の経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の千葉市保健所使用料及び手数料条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第6条第4項、第4条の規定による改正後の千葉市大宮学園設置管理条例第11条第2項、第5条の規定による改正後の千葉市桜木園設置管理条例第10条第2項及び第6条の規定による改正後の千葉市療育センター設置管理条例第12条第3項の規定は、適用日以後の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料について適用し、適用日前の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日条例第70号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市病院事業の設置等に関する条例第6条第4項及び第2条の規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第6条第4項の規定は、この条例の施行の日以後の診断書等の交付に係る手数料の上限額について適用し、同日前の診断書等の交付に係る手数料の上限額については、なお従前の例による。